

確定申告、市県民税(住民税)申告の 事前受付 2月5日(水)～2月14日(金)

2月17日(月)～3月17日(月)の確定申告の前に、所得の種類が給与所得・年金(雑)所得の方の事前受付を行います。

混雑を緩和するため受付地区を指定していますので、ご協力をお願いします。なお、申告書の記入が済み、提出だけの方は提出箱を用意してありますのでご利用ください。



総務部 市民税課
995-1810

■対象者

- 市内に住んでいて、所得の種類が給与所得と雑所得(公的年金など、シルバー人材センター・東富士入会組合の配分金など)のみの方で、還付を受けるための申告をしたい方
 - 市県民税の申告をしたい方
- ※営業・農業・不動産・譲渡などの所得がある方や初めて住宅借入金等特別控除を申告する方、過年分の申告をする方は、受け付けできません(確定申告の詳しい内容は、広報すその2月1日号に掲載します)。

■持ち物

- ①前年中の給与・年金の源泉徴収票すべて
- ②各種控除に必要な証明書など
- ③医療費控除を行う方は、医療費の領収書
※混雑緩和のため、必ず事前に支払額の合計を計算してきてください。
- ④印鑑(認印可)や口座番号が分かるものなど、そのほか申告に必要な物

■その他

各会場とも午前中に来場しても、混雑状況により午後の受け付けとなる場合があります。ご了承ください。
また2月5日(水)から7日(金)までは、生涯学習センターにある市民ホール情報コーナーのパソコンはご利用できません。

■復興特別所得税

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。復興特別所得税はその年分の基準所得税額の2.1%です。詳細は沼津税務署(☎922-1560)にお問い合わせください。

とき	ところ	対象	受付時間
2月5日(水)	生涯学習センター1階 団体活動室	深良地区の方	9:00～12:00 13:00～16:00 ※2月7日は 15:00まで
2月6日(木)		富岡地区の方	
2月7日(金)		市内の方	
2月10日(月)	須山支所 2階大会議室	市内の方	
2月12日(水)	市役所4階 401会議室	西地区の方	
2月13日(木)		東地区の方	
2月14日(金)		市内の方	

市県民税(住民税)申告

■市県民税の申告が必要な方

毎年、1月1日(賦課期日)に市内にお住まいの方は、その年の3月15日(土日の場合翌月曜日)までに前年中の所得を申告する必要があります。

ただし、以下の方は申告の必要はありません。

1. 平成25年分の所得税の確定申告をする方
2. 給与所得者で年末調整の済んでいる方
3. 公的年金所得のみの方

次のいずれかに該当する方は申告してください。

- ①確定申告の必要はない(給与所得以外の所得や、公的年金など以外の所得があるが20万円以下の方など)が、平成25年中の課税所得がある方
- ②平成25年中に所得がなかった方(ほかの方の配偶者・扶養控除対象になっていない方)
- ③給与所得者などの被扶養者などで、所得証明書が必要な方
- ④確定申告の必要がない年金所得者で、医療費などの所得控除の申告をしたい方

■市県民税の申告会場

期間	申告場所
2月5日(水)～2月10日(月)	事前受付会場または 市役所1階市民税課窓口
2月12日(水)～3月17日(月)	市役所4階401会議室

※期間以外は、市役所1階市民税課で受け付けします。

※土・日曜日、祝日は除きます。